## 令和6年度上天草市保育料(月額)

令和6年4月1日現在

階層区分			3号認定(0~2歳児)	
			標準時間	短時間
第1	生活保護世帯		0	
第2-1	市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)		0	
第2−2	市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等以外の世帯)		0	
第3-1	均等割課税世帯及び 所得割課税額 (ひとり親世帯等)	48,600円未満	4,000	4,000
第3-2	均等割課税世帯及び 所得割課税額 (ひとり親世帯等以外の 世帯)	48,600円未満	12,000	11,800
第4-1	所得割課税額 (ひとり親世帯等)	48,600円以上 77,101円未満	5,000	5,000
第4-2	所得割課税額 (ひとり親世帯等以外の 世帯)	48,600円以上 97,000円未満	18,000	17,700
第5	所得割課税額	97,000円以上 169,000円未満	28,000	27,600
第6	所得割課税額	169,000円以上 301,000円未満	36,000	35,400
第7	所得割課税額	301,000円以上 397,000円未満	42,000	41,300
第8	所得割課税額	397,000円以上	42,000	41,300

- ○上表の保育料は、1人目の月額です。○保護者と生計を一にしている子ども(就労しているものを除く)から数えて2人目以降は無料。○令和元年10月1日から実施されている「幼児教育・保育の無償化」により、幼稚園、保育所、 認定こども園等を利用する3~5歳児の利用料が無料となります。0~2歳児の市町村民税非課税 世帯(上表第2-1、第2-2)も対象となります。
- ●3~5歳児の副食費(おかず代)については、利用中の施設にお支払いいただくことになります。 ※第2子以降の3~5歳児についても副食費がかかります。
- ※本表の保育料等については、法改正等により変更になることがあります。